利尻富士町簡易水道事業経営戦略

団　　体　　名　：利尻富士町

事　　業　　名　：簡易水道事業

策　　定　　日　：令和　3　年　3　月

計　画　期　間　：令和　3　年度　～　令和　12　年度(2021-2030)

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和１０年１０月１日	計画給水人口	2,963	人
法適(全部・財務)・非適の区分	非適用	現在給水人口	2,399	人
		有収水量密度		千㎥／ha

② 施 設

水源	☐表流水，☐ダム，☐伏流水，☑地下水，☐受水，☐その他　(複数選択可)				
施設数	浄水場設置数	3	管路延長	64	千m
	配水池設置数	4			
施設能力	1,628	㎥／日	施設利用率	68.45	%

③ 料 金

料金体系の概要・考え方	本町の水道使用料金は、令和元年10月1日に改定し、現行の料金体系は以下に示すとおりである。 料金の対象経費としては、維持管理費の全てと資本費について算定を行っており、定期的に見直しを実施している。 ※別添料金表
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和元年１０月１日

④ 組 織

2人(損益勘定所属職員)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

なし

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

単年度収支は黒字の100%以上となっており、一般会計からの繰入はない状況である。
施設の規模、数としては人口の規模に沿ったものとなっており、施設の稼動効率や有収率は類似団体平均と比較して高い水準にある。
施設整備において、企業債残高が少額であることや、料金回収率の高い水準、給水原価の安価なことを踏まえると、施設等への投資を先送りにしてきた経過がある。そのため、施設の老朽化による漏水が発生しており、今後給水コストの増大が懸念されるため、改善が必要である。
料金収入の面では、一定期間で料金設定の見直しを図り、必要に応じて改定を行ってきている。現在の料金設定は平均的な金額であると思われるが、今後の配管更新に向け、更なる料金改定、基金積み立てを充実させていく必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

利尻富士町の行政人口は昭和35年の10,057人をピークに人口減少が続き、平成27年には2,787人まで減少した。その後も過疎化の進行により人口は減少傾向にある。給水人口も行政人口同様である。

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
給水人口	2,923	2,853	2,790	2,752	2,723	2,637	2,586	2,514	2,454	2,399

(2) 水需要の予測

近年の水需要については、下記のとおりである。今後も給水人口の減少が見込まれるため、水需要も減少傾向となる見込みである。

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
有収水量(㎥)	353,988	354,127	344,432	345,518

(3) 料金収入の見通し

水需要が減少傾向となることから、料金収入も減少が見込まれるため、適宜料金改定を行う必要がある。

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
料金収入(千円)	71,833	71,309	70,405	71,712

(4) 施設の見通し

利尻富士町の給水普及率は、100%となっている。道路工事に伴う支障水道管については、更新してきてはいるが、更新されていない管路が多数存在しているため、更新には多大な費用がかかることも二の足を踏んでいる要因のひとつとなっている。
そのため、毎年老朽化による漏水が増えており、今後大規模な更新が必要と考えられる。

(5) 組織の見通し

現在は、町長部局内に組織があり、建設課上下水道係で2名体制で業務を行っているが、係長は兼務。
今後R3～R5の3カ年で法適用化に向けた業務があるため、これ以上の人員削減を検討することは困難である。

3. 経営の基本方針

本町の簡易水道事業は、町内のほぼ全域を給水区域とし、安全でおいしい水道水を安定的に供給している。
近年は少子高齢化や人口減少等の影響により厳しい経営環境となっている中、経費節減、企業会計の導入等を図り、今後の簡易水道事業を効率的かつ健全に努めていく。
また、老朽化した施設等の更新など建設改良に係る資金調達に関しては、有利な条件となる補助事業や企業債などを活用し、財政負担の軽減を図ることとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) ： 別 紙 の と お り

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	道道の拡幅や鷲泊市街地街なみ整備事業などにより配水管の新設・移設などがあり、管が比較的新しいところもあるが、40年以上経過している管もあるため今後大規模な更新ができるよう、基金積立、補助金、起債などの財源確保に努める。

本町の簡易水道事業は、町内の全域を給水区域とし、現在の普及率は100%である。
今後は、既存管路の更新事業と法適化事業がメインとなる。
計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

(1)法適化事業
R3～R5の3カ年で約17,500千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	主な収入は、営業収益の使用料収入となっており、使用料の収納率及び有収水量の向上に努める、そのほか施設更新にあたっては、国庫補助金の活用及び起債、基金繰入金を活用し、持続的な事業運営を図る。

本町の簡易水道事業の財源としては、水道使用量収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、基金繰入金を見込む。

(1)水道使用料
水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。
計画期間中(R3～R12)の10年間で約650,000千円を見込む。
(2)国庫補助金
国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出予定。
(3)起債
起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(R3～R12)の10年間で約17,300千円を見込む。
(4)一般会計繰入金
一般会計繰入金は、見込みを予測し辛いため見込んでいない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の簡易水道事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1)管路施設の維持管理費
計画期間中(R3～R12)の10年間で約100,000千円を見込む。
(2)浄水場等施設の維持管理費
計画期間中(R3～R12)の10年間で約60,000千円を見込む。
(3)その他の維持管理費
計画期間中(R3～R12)の10年間で約10,000千円を見込む。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用(PFI・DBOの導入等)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)	施設の更新にあたっては、隣接する配水系統との接続状況等を踏まえ検討を実施する。
施設・設備の合理化(スペックダウン)	施設の稼働状況を適切に把握し、施設更新時期に合わせ適正な機器へ更新を行うものとする。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	アセットマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
広域化	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。
その他の取組	本町の水道の整備は完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであるため、アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 財源について検討状況等

料金	必要に応じて改定を実施。
企業債	国庫補助事業については、補助対象外分について企業債を活用している
繰入金	必要に応じて一般会計から繰入する。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	本町の簡易水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	委託費は、水道施設の草刈りやシステム保守点検・水質検査等を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
修繕費	アセットマネジメント計画※の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
動力費	近年の電力料金の動向を踏まえて設定しているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
職員給与費	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

※水道におけるアセットマネジメント(資産管理)とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」を指す。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算修了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(R7年度)には将来の見通しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。(令和6年度予定)

※別添料金表

水道使用料金表（月額）

区分		基本料金		超過料金（円）	摘要
		基本水量（立方メートル）	金額（円）		
専用給水	家事用	7	1,610	基本水量を超える水量１立方メートルにつき　160円	
	官公庁、役場、学校、保育所、団体	15	3,230		
	学校給食共同調理場	130	20,500		
	病院、診療所	200	17,260		
	営業用	15	3,230		製菓、理美容、アパート、下宿、写真その他これらに類するもの
		25	3,770		料飲食、旅館、水のみ場、造園、水産加工、竹の子製造その他これらに類するもの
		45	5,920		洗濯、豆腐
		150	12,940		浴場
	工業用	200	20,500		製氷、冷凍工場、生コンブラント
	車庫等	5	1,070		車庫、ガソリンスタンド、集荷所
特別用		10	4,310		庭園、噴水その他これらに類するもの
船舶、動力工業用		１立方メートルにつき　320円			１立方メートル未満であるとき又は１立方メートル未満の端数があるときは、１立方メートルとして計算する。

経営比較分析表（令和元年度決算）

北海道　利尻富士町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**	
-	該当数値なし	100.00	3,660	

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
2,432	105.62	23.03
現在給水人口(人)	**給水区域面積(km²)**	**給水人口密度(人/km²)**
2,399	1.01	2,375.25

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)　【76.03】

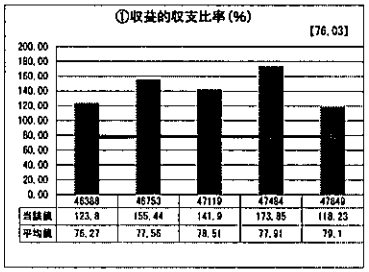

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	123.8	155.44	141.9	173.85	118.23
平均値	76.27	77.56	78.51	77.91	79.1

②累積欠損金比率(%)

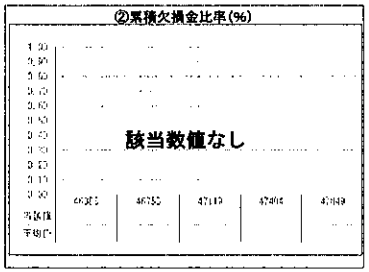

③流動比率(%)

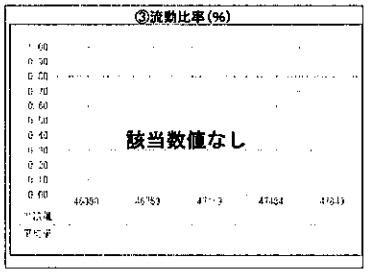

④企業債残高対給水収益比率(%)　【1,084.05】

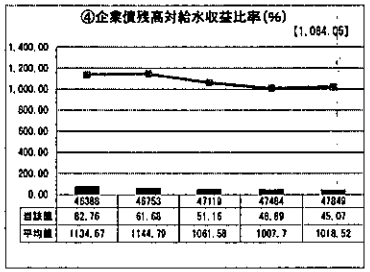

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	82.76	61.68	51.16	46.89	45.07
平均値	1134.67	1144.79	1061.58	1007.7	1018.52

⑤料金回収率(%)　【53.46】

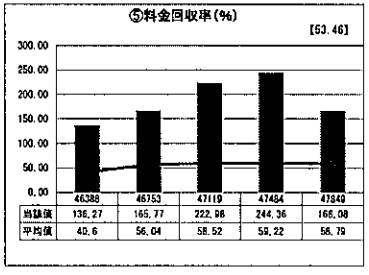

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	136.27	165.77	222.98	244.36	166.08
平均値	40.6	56.04	58.52	59.22	56.79

⑥給水原価(円)　【300.47】

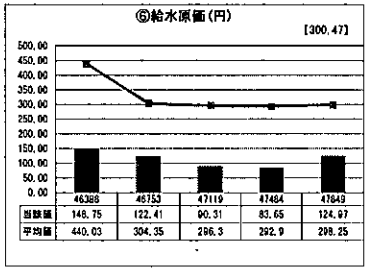

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	148.75	122.41	90.31	83.65	124.97
平均値	440.03	304.35	296.3	292.9	298.25

⑦施設利用率(%)　【54.90】

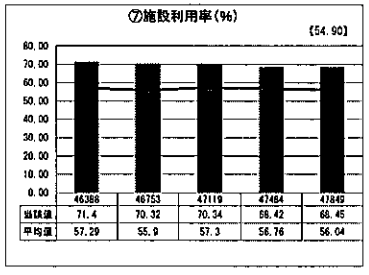

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	71.4	70.32	70.34	68.42	68.45
平均値	57.29	55.9	57.3	56.76	56.04

⑧有収率(%)　【73.31】

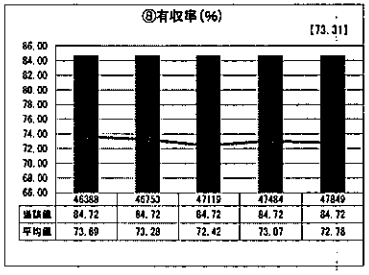

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	84.72	84.72	84.72	84.72	84.72
平均値	73.69	73.28	72.42	73.07	72.78

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

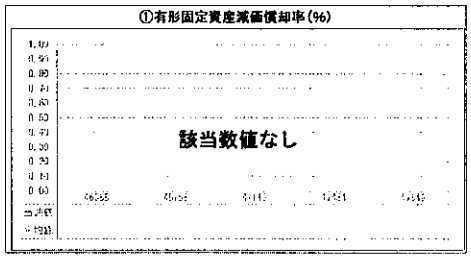

②管路経年化率(%)

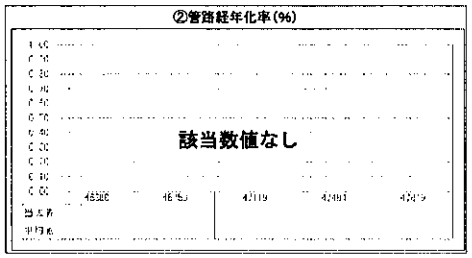

③管路更新率(%)　【0.56】

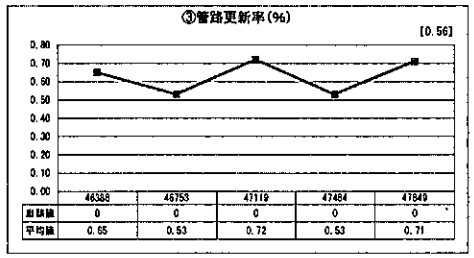

	46388	46753	47119	47484	47849
当該値	0	0	0	0	0
平均値	0.65	0.53	0.72	0.53	0.71

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

単年度収支は黒字の１００%以上となっており、一般会計からの繰入はない状況である。
施設の規模、数としては人口の規模に沿ったものとなっており、施設の稼動効率や有収率は類似団体平均と比較して高い水準にある。
施設整備において、企業債残高が少額であることや、料金回収率の高い水準、給水原価の安価なことを踏まえると、施設等への投資を先送りにしてきた経過がある。そのため、施設の老朽化による漏水が発生しており、今後給水コストの増大が懸念されるため、改善が必要である。
料金収入の面では、一定期間で料金設定の見直しを図り、必要に応じて改定を行ってきている。現在の料金設定は平均的な金額であると思われるが、今後の配管更新に向け、更なる料金改定、基金積み立てを充実させていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

道路工事に伴う支障水道管については、更新してきてはいるが、更新されていない管路が多数存在しているため、更新には多大な費用がかかることもニの足を踏んでいる要因のひとつとなっている。
そのため、毎年老朽化による漏水が増えており、今後大規模な更新が必要と考えられる。

全体総括

黒字会計を維持しているが、老朽した配水管が多々あるため、施設の維持管理、管路の計画的かつ継続的な更新、点検を実施し、不測の事態に備えられるよう運営をする必要がある。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分			R1 前々年度（決算）	R2 前年度（決算見込）	R3 本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	71,720	65,604	65,148	65,013	65,013	65,013	65,013	65,013	65,013	65,013	65,013	65,013
		(1) 営業収益 (B)	71,716	65,601	65,142	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008
		ア 料金収入	71,712	65,589	65,134	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他	4	12	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		(2) 営業外収益	4	3	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		ア 他会計繰入金												
		イ その他	4	3	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	収益的支出	2 総費用 (D)	58,562	59,426	53,911	54,342	54,299	54,256	54,211	54,166	54,119	54,072	54,023	53,978
		(1) 営業費用	45,163	53,644	51,049	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500	51,500
		ア 職員給与費	7,438	11,256	11,514	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
		うち退職手当												
		イ その他	37,725	42,388	39,535	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
		(2) 営業外費用	13,399	5,782	2,862	2,842	2,799	2,756	2,711	2,666	2,619	2,572	2,523	2,478
		ア 支払利息	657	618	578	542	499	456	411	366	319	272	223	178
		うち一時借入金利息												
		イ その他	12,742	5,164	2,284	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		13,158	6,178	11,237	10,671	10,714	10,757	10,802	10,847	10,894	10,941	10,990	11,035
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	42,778		9,895	5,900	9,600							
		(1) 地方債			1,800	5,900	9,600							
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金												
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（都道府県）補助金												
		(6) 工事負担金												
		(7) その他	42,778		8,095									
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	51,248	9,212	21,432	8,187	11,877	2,529	2,574	2,619	2,666	2,713	2,762	1,963
		(1) 建設改良費	49,149	7,073	19,252	5,966	9,614							
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)	2,099	2,139	2,180	2,221	2,263	2,529	2,574	2,619	2,666	2,713	2,762	1,963
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 8,470	△ 9,212	△ 11,537	△ 2,287	△ 2,277	△ 2,529	△ 2,574	△ 2,619	△ 2,666	△ 2,713	△ 2,762	△ 1,963

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

R1　R2　R3

(単位:千円, %)

区分＼年度			前々年度(決算)	前年度(決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	4,688	△ 3,034	△ 300	8,384	8,437	8,228	8,228	8,228	8,228	8,228	8,228	9,072
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	346	5,034	2,000	1,700	10,084	18,521	26,749	34,977	43,205	51,433	59,661	67,889
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	5,034	2,000	1,700	10,084	18,521	26,749	34,977	43,205	51,433	59,661	67,889	76,961
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実質収支 (N)-(O)	黒字	(P)	5,034	2,000	1,700	10,084	18,521	26,749	34,977	43,205	51,433	59,661	67,889	76,961
	赤字	(Q)												
赤字比率	(Q)/((B)-(C))×100													
収益的収支比率	(A)/((D)+(H))×100		118	107	116	115	115	114	114	114	114	114	114	116
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	71,716	65,601	65,142	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008	65,008
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高		(W)												
地方債残高		(X)	32,323	30,184	29,804	33,483	40,820	38,291	35,717	33,098	30,432	27,719	24,957	22,994

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分＼年度	前々年度(決算)	前年度(決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収益的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計												